

平成30年

第1回市議会定例会 議案第37号

はこだて療育・自立支援センター条例の一部改正について
はこだて療育・自立支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

はこだて療育・自立支援センター条例の一部を改正する条例
はこだて療育・自立支援センター条例（平成23年函館市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同項第4号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改め、同項第8号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

第5条第4号および第6条第1項中「第5条第17項」を「第5条第19項」に改める。

第7条第2項第1号イ中「第21条の5の28第2項」を「第21条の5の29第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い規定を整備するため